

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成24年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、軽油引取税の課税免除の範囲の改正を行う等所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の償却資産等に係る課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産をエレベータ及びホームドアその他の設備とする等の細目を定める。
- ② 新関西国際空港株式会社が一定の事業の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる不動産を滑走路及び航空保安施設等の用に供する不動産とする等の細目を定める。

(2) 軽油引取税の課税免除の範囲の改正

軽油引取税の課税免除の特例措置について、電気通信事業等に係る軽油の引取り等、一定のものを特例措置の対象から除外する。

3 施行期日

平成24年4月1日